

# あなたの意見を市政に

## わかば園の建替え整備

## 市営住宅の整備・管理

市は、次の①・②の案について、皆さんの意見を募集します。

各案は9月26日から、各担当グループ、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布するほか、市のホームページ(市政情報)・参加・協働)からダウンロードできます。

意見の提出方法は、案への意見、住所、氏名、年齢、性別、職業に伴う児童発達支援センター等に送付してください。

①「西宮市わかば園の建替え」  
②「西宮市営住宅整備・管理計画」

意見の提出方法は、案への意見、住所、氏名、年齢、性別、職業に伴う児童発達支援センター等に送付してください。

①「西宮市わかば園の建替え」  
②「西宮市営住宅整備・管理計画」

意見の提出方法は、案への意見、住所、氏名、年齢、性別、職業に伴う児童発達支援センター等に送付してください。

①「西宮市わかば園の建替え」  
②「西宮市営住宅整備・管理計画」

## 来年4月の市立小学校入学予定者

## 就学時健康診断の受診を

教育委員会は、平成17年(2005年)4月2日～18年(2006年)4月1日に出生し、来年4月に市立小学校へ入学する幼児を対象に、「就学時健康診断」を実施します。

日程・会場は左表のとおり。受付時間はいずれも午後2時～3時です。なお、この健康診断は法律に基づいて行うもので、特別な準備は不要です。

9月9日現在、市内に住民登録している人や就学申請している外国籍の人には、9月下旬に「就学時健康診断通知ハガキ」を

1月末ごろ就学通知書は送付します。健康診断についての問合せは学校保健グループ(0798・35・3860)へ。

### ◆就学時健康診断の日程・会場

日程	会場
10月7日(金)	浜脇・大社・段上・段上西・津門・今津・小松・生瀬小学校
10月12日(水)	夙川・北夙川・神原・甲東・樋ノ口・春風・南甲子園・高須西小学校
10月17日(月)	西宮浜・苦楽園・甲陽園・平木・上ケ原南・高木・瓦木・深津・甲子園浜・名塩小学校
10月21日(金)	安井・上ケ原・瓦林・鳴尾・鳴尾東・山口・東山台小学校
10月25日(火)	香櫨園・広田・上甲子園・用海・高須・鳴尾北・北六甲台小学校

## 特別合同相談所

### 10月4日に開設

市、兵庫行政評価事務所、行政相談委員は、行政相談週間行事の一環として、「特別合同相談所」を開設します。

行政機関と弁護士・司法書士・土地家屋調査士などが、相続等の法律問題や土地・建物の登記手続き、建築による近隣とのトラブル、税金などの身近な生活問題について相談に応じます。

また、国・県・市の仕事に関する行政相談も行います。相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

問合せは市民相談課(0798・35・3100)へ。

【日時・会場】10月4日(火)の午後1時～4時(受付は3時半まで)に市役所本庁舎2階252会議室で

※弁護士による法律相談あり。定員24人。当日先着順(受付は午後0時45分から)

## 市立・私立保育所 来春入所の申込



### 12月28日まで受付中

市は、来年4月に市立・私立保育所への入所を希望する乳幼児の申込を受け付けています。

【申込】所定の申込書を持参のうえ、乳幼児本人同伴で、12月28日までに同グループに来庁を。郵送申込不可

【入所決定】提出書類をもとに保育ができない状況を点数化し、入所の優先順位を決定。結果通知は来年3月1日頃に送付

## 市営住宅の 住み替え募集

### 申込書の配布は10月5日～

【申込資格】現住宅に3年以上居住していること▽収入基準に合致すること▽家賃滞納が全く無いこと▽①要介護度4・5、②障害または疾病、③高齢、④世帯人員の増減、⑤生活環境の変化のいずれかの理由で現住宅での生活に支障があることなど

【申込】申込案内書に添付している申込書(1世帯に1通)を10月12日(消印有効)までに西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込不可

## バリアフリー化の費用助成

### 安全な住まいで安全な暮らしを

市は、住宅などをバリアフリー化(改造)する場合、費用の一部を助成しています。

【申請先】住宅政策グループ(0798・35・3761)

対象となる工事は次のとおりです(来年3月31日までに完了するものに限り)。なお、予定額に達し次第、締め切ります。

【申請先】住宅政策グループ(0798・35・3761)

## 市役所でも手続きを

### 保険年金にかかる市県民税の返還金

遺族の人が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判決を受けて、平成12年～17年の各年分について、納めすぎとなっている所得税に相当する額が特別還付金として支給されることになり、税務署で手続きを受け付けています。

西宮税務署で「特別還付金」の手続きを済ませた人で、当該6年の間に本市に居住し、該当保険年金を申告して市県民税を納税した場合は、市役所でも返還のための手続きが必要になります。

## 昭和56年5月以前着工の住宅 簡易耐震診断を受付

市は、住宅の耐震診断を希望する所有者を対象に「簡易耐震診断」の申込を受け付けています。

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工の住宅(戸建住宅、共同住宅、長屋、住宅部分が過半の兼用住宅)

【費用】木造戸建住宅…3000円▽木造以外の戸建住宅…6000円 ※共同住宅や長屋などは問合せを

【申込】申込書など必要書類を建築指導グループ(市役所南館2階)0798・35・3705)へ持参を。申込書は同グループで配布。戸建住宅は印鑑と建築年度が分かる書類が必要。共同住宅や長屋などは問合せを ※申込は住宅の所有者に限る